



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2933号 2016.3.31 発行

医療・年金…増える負担 4月から暮らしこう変わる

朝日新聞 2016年3月31日

4月から暮らしにかかわるさまざまな制度やサービスが変わり、医療や身近な食品といったものでも値上げが相次ぐ。賃金が伸び悩むなか、負担増を実感する場面が増えそうだ。病気やけがの際に大病院で受診すると、診療所や中小病院の紹介状がなければ初診で5千円以上、再診で2500円以上の定額負担がかかる。対象は大学病院など約240病院。症状が軽い人に大病院の受診を控えてもらう狙いだ。入院中の食事代は1食100円上がって360円になる。年度ごとに見直される年金額は今回据え置かれるが、国民年金の保険料は月670円上がって月1万6260円になる。

人工知能開発を支援へ 米マイクロソフト

中日新聞 2016年3月31日

【サンフランシスコ共同】米IT大手マイクロソフトは30日、人工知能の開発を支援する新ソフトを技術者向けに提供すると発表した。利用者と会話するアプリなどの開発を後押しし、人工知能の利便性向上の流れを加速する。年次開発者会議で明らかにした。人工知能はグーグルなども開発を進め競争が激しくなっている。サティア・ナデラCEOは「人工知能は新しいアプリのようなものだ」と述べ、スマートフォンのアプリのように暮らしの身近な所で役立つようになると強調した。米国で実験中の人工知能が差別発言をするようになった問題にも触れ「おかしいとすぐに気付いて対処した」と釈明した。

障害児 放課後に居場所…江東のNPO

読売新聞 2016年03月31日

◆通所施設 区内3か所目

江東区で障害児を育てる保護者らでつくるNPO法人が4月、区内に3か所目となる障害児向けの放課後通所事業所を開く。「子供の居場所を作りたい」と、活動

4月から暮らしこう変わる

医療	診療報酬を見直し、大病院受診に定額負担	
	・医療サービス	
	薬代……………1.33%下がる	
	診療料など……………0.49%上がる	
入院時の食事代アップ	紹介状なしに大病院を受診	
	初診……………定額5000円以上	
	再診……………定額2500円以上	
	1食の自己負担額 260円 → 360円 難病患者などは変わらない	
不妊治療の助成で妻に年齢制限	不妊治療の助成で妻に年齢制限	
	・初回治療時40歳未満……………6回まで	
	・40～42歳……………3回まで	
	・43歳以上……………対象外	
患者申し出療養スタート	患者申し出療養スタート	
	保険診療と自由診療を組み合わせる「混合診療」で、保険が一部適用される例外が広がる	
国民年金の保険料アップ	国民年金の保険料アップ	
	月670円増……………1万6260円/月	
児童扶養手当を0.8%引き上げ	児童扶養手当を0.8%引き上げ	
	子ども1人の場合、所得に応じて 9990円～4万2330円/月 ひとり親家庭が対象	
雇用保険料率の負担減	雇用保険料率の負担減	
	労使折半の料率 1% → 0.8% 年収400万円年で年4千円ほどの負担減	
女性活躍推進法がスタート	女性活躍推進法がスタート	
	300人超の企業などに、活躍状況の把握や行動計画、情報開示を義務づけ	
電力の小売り全面自由化	電力の小売り全面自由化	
	家庭で電気の購入先を自由に選べるように	
ゆうちょ、かんぽの限度額引き上げ	ゆうちょ、かんぽの限度額引き上げ	
	・ゆうちょ銀行の貯金限度額 1000万円 → 1300万円	
2世帯住宅などへのリフォーム減税	2世帯住宅などへのリフォーム減税	
	風呂やトイレなどを増やす リフォーム費の10%……………最大25万円 3世代同居を促す狙い	
民泊の許可条件を緩和	民泊の許可条件を緩和	
	空き部屋などに旅行者を有料で泊める際の 客室最低床面積を5分の1に……………6.6平方m	
家庭向けの塩が値上げ	家庭向けの塩が値上げ	
	赤いキャップで知られる「食卓塩」100g入りの 値上げ(1は24年ぶり) 税込み……………73円 → 98円 (希望小売価格に あたる標準販売価格)	
輸入小麦の価格を値下げ	輸入小麦の価格を値下げ	
	政府が民間に売り渡す価格 7.1%引き下げ	

は21年前にアパートの一室から始まった。同法人は「障害児がいる家庭の『ふるさと』と呼べる場所をこれからも作っていききたい」と意気込んでいる。

「いくよ。見てて」。小学校1年の女の子が大きな声を上げてエアマットに飛び込んだ。江東区冬木の倉庫を改装した通所施設「こびあクラブ」。障害を持つ小学生から高校生が夕方まで思い思いに過ごす。

同区内に前身の事業所ができたのは1995年。当時、放課後の障害児を受け入れる施設は少なく、多くの親子が入所待ちだった。学童クラブの指導員で、重度の知的障害を持つ長男を育てる北村恵子さん（53）が「自分の子も入れる施設を作ろう」と周囲に呼びかけたのがきっかけだった。

当初の施設は1DKアパート。利用する子供は6人から、3年後には45人に増えた。障害児を育てる悩みを打ち明け、息抜きできる施設は、障害児を育てる世帯のオアシスになった。

子供が暴れ、近所から110番通報されたことがあるマンション暮らしの母親は「『こびあ』がなかったら、自分たち親子は心中していたかもしれない」。「子供を預けて、生活にゆとりを取り戻せた。『2人目を産んでみようか』と思えるようになった」との声も北村さんに寄せられた。

手狭になった施設の移転先を探しても、「障害児が怖いから貸せない」と断られることが続いた。保育園として使われていた建物を借りた後に「地震で倒壊の恐れがある」と告げられ、慌てて移転したことも。物件探しには保護者が協力した。

現在はNPO法人「こどもの地域生活サポーターこびあ」が主体となり、同区内の2か所で施設を運営。合わせて約70人の子供が利用し、うち2割が重い障害を持つ。受け入れを希望する障害児に対応しようと、4月に3か所目の施設を開設する。同区枝川の戸建てを借り、ガレージに床を作るなどの改装工事を行った。

活動を始めて20年余りの間に、障害児を取り巻く環境は大きく変わった。2012年からは、児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス」が始まり、障害児向けの放課後通所施設の新設が相次いだ。都によると、都内の事業所は12年4月には112か所だったが、今年3月までに612か所に急増している。

北村さんは「事業所は増えたが、重い障害児の受け入れ先はまだまだ少ない。たくさんの壁があるかもしれないが、『子供たちを一番に大切に作る姿勢』を大事にしながら乗り越えていきたい」と話している。

「通級指導」高校も平成30年度導入へ 学習障害などの生徒を支援

産経新聞 2016年3月30日

読み書き困難や言語障害などのある小中学生を対象とする「通級指導」を、高校に導入することを検討してきた文部科学省の専門家会議は30日、全日制と定時制、通信制のいずれの課程でも制度化するよう提言する報告書を公表した。平成30年度の運用開始を求めている。通級指導は、通常学級に在籍する児童・生徒が原則週1～8コマ、障害に応じた補充指導などを別室で受ける制度。5年度に小中学校で制度化され、対象者が18年度に学習障害（LD）などに拡大されて急増した。報告書では、中卒者のほとんどが高校に進学する中、高校を「自立に向けた準備期間を提供できる最後の教育機関」と位置付けた上で、中学で通級指導を受けた生徒が高校でも指導を必要とする可能性があることから、高校の対象者を小中学校と同じとした。

子どもの発達支援施設が完成 学童保育、レストランも さくら

下野新聞 2016年3月31日

【さくら】社会福祉法人恵友会（高根沢町桑窪、古口保（こぐちたもつ）理事長）が氏

家に建設していた「こども発達支援センターぴーち」が完成し、30日、竣工（しゅんこう）式が行われた。

ぴーちは発達上の課題を抱える0歳から18歳の子どもの対象に専門的な保育や療育を行う。放課後などの学童保育も行う。定員20人。4月1日に開所する。

障害児の学童保育は人見健次（ひとみけんじ）市長の公約でもあり、市は、保育所があった約1千平方メートルの市有地を低賃料で貸与して、施設建設に協力した。

建物は鉄骨造り平屋建て約235平方メートル、事業費は7500万円。障害者が働く「地域交流レストランハッピークローバー」が併設されている。レストランは5月10日オープンする。



八幡西に西部分所完成 療育センター、障害児を支援 読売新聞 2016年03月31日

障害がある子どもの医療や保育を支援する北九州市立総合療育センターの西部分所（八幡西区若葉1）が完成し、30日、現地で開所式が行われた。4月1日から利用できる。

センターは小倉南区にあり、知的障害や体に障害がある子どもを対象に、リハビリと診療、日常生活の基本的動作を学ぶ保育支援を行っている。市内に1か所しかないため、保護者らが西部地域に分所を開設するよう求めていた。

西部分所は鉄筋コンクリート平屋の約1900平方メートル。診療部門は整形外科、歯科など五つの診療科がある。リハビリ部門には、言語聴覚士らと発声などを学ぶスペースを設けた。療育部門は遊戯室や保育室を備え、保護者が保育士らに相談できる部屋もある。

利用できるのは平日の午前8時半～午後5時。問い合わせは同分所（093・632・3600）へ。

障害者の芸術推進へ13都県連携 岡山など、知事が連盟設立



山陽新聞 2016年03月30日
障害者の芸術文化活動を活発化するため、13都県知事が立ち上げた推進連盟

岡山など13都県知事が30日、2020年東京五輪・パラリンピックに向け、障害者の芸術文化活動の活発化を図る推進連盟を立ち上げた。鳥取県で10月に開くキックオフイベントを皮切りに、連携して障害者アートの魅力を発信する。

日本創生のための将来世代応援知事同盟を結成している岡山、広島、宮城、福島、長野、三重、

滋賀、鳥取、山口、徳島、高知、宮崎の12県と五輪開催地の東京都が参加した。

音楽、ダンス、演劇といった舞台芸術祭や、正規の美術教育を受けていない作家による独創的な芸術「アール・ブリュット」などの美術作品展を各都県で持ち回り開催する。国への提案・要請活動も展開する。

東京都内で設立会見があり、提唱者の平井伸治鳥取県知事が「障害者の芸術文化が花開く日本を世界に訴えていくムーブメントにしたい」と強調。同席した遠藤利明五輪相は「活動が全国に広がり、日本の文化の力が世界に発信されることを期待する」と述べた。

五輪憲章はスポーツ、文化、教育の融合を重視。政府は今秋からの4年間に全国で20万件の文化行事を催す目標を打ち出している。

介護職賃金、厚労省「上がった」に「実感なし」

読売新聞 2016年03月30日

厚生労働省は30日、人手不足が深刻な介護職員の賃金アップのため、介護報酬の加算を昨年4月から充実させた結果、常勤職員の月給が、1年前と比べて平均で1万2310円上がったとする調査結果を公表した。

一方で、経営難などを理由に賃上げを実行しない事業所もあり、「賃金はそれほど上がっていない」という職員は多い。

調査は2015年10月、特別養護老人ホームなど1万560事業所に実施。7559か所が回答した。加算を得た事業所の常勤職員の平均月給は、15年9月現在で28万4410円で、14年9月の27万2100円と比べて1万2310円の上昇。非常勤職員の平均時給も、15年9月で1100円で、14年9月の1090円から10円上がった。

性暴力被害者センター開設 あす始動、ワンストップで対応

読売新聞 2016年03月31日 長崎

県は4月1日、性暴力などの被害者の相談受け付けから関係機関との連絡調整まで一つの窓口で対応するワンストップ支援センター「性暴力被害者支援『サポートながさき』」を開設する。県内で公的な専門の相談窓口が設置されるのは初めて。医療機関との連携などによって、迅速で切れ目のない支援を展開していく考えだ。(高田佳明)

性暴力には強姦や強制わいせつ、DV、子どもへの性的虐待などがあり、県警によると、県内では2015年、強姦6件、強制わいせつ36件が発生。刑法犯総数は毎年減少している一方、性犯罪は増減を繰り返している。

国は12年、性犯罪被害者に寄り添った支援に取り組む組織が必要として、施設の開設・運営の手引きを都道府県などに配布。これを受けて全国的に支援センターの設置が進み、病院などに置かれたセンターが主体的に支援する「拠点型」、各地の複数の医療機関と協力する「連携型」などがある。

県は今回、県内が南北に広く、離島も多いことなどから「連携型」の支援センターを開設することとした。県交通・地域安全課によると、窓口業務は、これまで性暴力の相談にも応じてきた公益社団法人・長崎犯罪被害者支援センター（長崎市大黒町）に委託。同センター内に相談窓口を設け、県内11地区の医療機関などと連携して支援する。

窓口には女性相談員1人を配置し、同センターの職員も相談に応じる予定。相談内容に合わせて医療機関や警察、弁護士、臨床心理士などにつなぐほか、希望があれば面会や相談に応じ、医療機関や警察にも付き添う。

同課は「ワンストップで支援を行うことで、被害者の精神的負担も軽減できる」と強調。九州ではすでに福岡、佐賀、熊本県で設置されており、開設前に各県の犯罪被害者支援センターが対応していた頃に比べて相談件数が大幅に増えているという。

長崎犯罪被害者支援センターの前田和明理事長（66）は「心身ともに傷ついた被害者が、迷うことなく必要な支援をスムーズに受けられるよう取り組んでいきたい」と話している。

社説 差別解消法施行 障害者に一層の配慮を

毎日新聞 2016年3月31日

障害者差別解消法が4月に施行される。障害を理由に不利な扱いをしないだけでなく、個々人の障害特性に対する「合理的配慮」を行政や企業に義務づけたところが重要だ。

とかく横並びの協調性が重視される社会に息苦しさをを感じる人は多いはずだ。障害者だけでなく誰もが個性を認め合える社会にするため、この法律を生かしていくべきである。

表面上、障害者を一般の人と区別して不利に扱わないというだけでは、真の平等にならない場合が多い。

車いすの学生が一般の学生と分け隔てなく入学を認められても、校舎にエレベーターがなければ、2階以上の教室から閉め出されているのと同じだ。市役所の窓口で目や耳の不

自由な人が手話通訳や点訳の資料なしで説明されても、十分に理解できないことが多いだろう。

こうした場合に学校や行政に対して過重な負担にならない範囲で、エレベーター設置や補助的な情報手段を求めることができる。これが合理的配慮だ。同時に施行される改正障害者雇用促進法でも合理的配慮が企業に義務づけられた。

塩素濃度に過敏で学校の水道水を飲めない、黒板の文字がゆがんで読み取れない、などの特性を持つ発達障害の子がいる。自宅から水筒を持参することや、文字のゆがみを修正するパソコンソフトの利用を求めたところ、学校から「1人だけ特別扱いできない」と許可されない。そんなトラブルが各地で起きている。

視力の弱い子には眼鏡やコンタクトレンズ、食物アレルギーのある子には特別食が認められるように、見た目で障害がわかりにくい子にも合理的配慮は必要なのだ。

仕事や生活に不自由な思いをしている障害者に配慮する文化を育てると、一般の人へも恩恵が広がる可能性がある。車いす用トイレが多目的トイレに進化し、多くの人が便利になった。知的障害者へのわかりやすい説明は、外国人観光客にも優しさを感じてもらえるはずである。

課題は、相談や紛争解決の体制が不十分なことだ。法務局や労働局など国の出先機関や教育委員会、警察、弁護士会などが連携する「障害者差別解消支援地域協議会」の設置が同法で規定された。都道府県は8割以上が4月に設置する予定だが、市区町村は2割程度にとどまるという。

障害者からの要求が高まり、事務負担も増すことを警戒する自治体は多い。だが、内閣府が実施したモデル事業では、同地域協議会の円滑な運営によって障害者からの苦情が減り、行政の事務負担も軽減される例も示された。誰もが暮らしやすい社会を実現するため、各自治体は前向きに取り組むべきである。

社説：障害者差別解消 共生社会への出発点に 京都新聞 2016年03月30日

障害者差別解消法が4月1日に施行される。障害者に対する不当な差別的扱いを禁止するだけでなく、社会的な障壁を取り除くための配慮を公的機関や民間事業者に求めている。根強く残る差別の現状を克服し、共に生きる社会の実現に向けた契機にしたい。

2006年に国連で障害者権利条約が採択されたのを受け、批准に向けて13年6月に成立した。差別禁止の基本原則は障害者基本法にもあるが、その具体化といえる法律だ。

障害があることを理由にアパートを貸さない、車いすだからと入店を断る。そんな差別が禁じられるのはもちろんだが、加えて障害者への「合理的配慮」を公的機関に義務付け、民間事業者には努力義務とした。

例えば、車いす利用者の移動の手助け、視聴覚障害者への読み上げや筆談などに、負担が重すぎない範囲で対応しようという考え方だ。階段をエレベーターにするような費用面で難しい求めであっても、話し合っただけのやり方を提案するなどし、理解を得る必要がある。問題なのは対話もせず最初から拒否することだ。

差別を繰り返し、改善が期待できないと判断されると、国から報告を求められ、指導や勧告を受ける。合理的配慮の内容は障害の特性や場面、状況で異なるため、十分なコミュニケーションをとることが何より大事だ。

ただ、法への国民の理解は広がっているとはいえない。今年1月に行われた民間調査では、合理的配慮が義務付けられる小中学校の教員でさえ「内容を含めて知っている」は16%にとどまり、「知らない」が39%にのぼった。

法成立から施行まで3年近い期間を置いたのは周知のためだったが、国の対応は不十分だったと言わざるをえない。誰もが暮らしやすい社会をつくるには、国民一人一人が障害への理解を深め、差別をなくす行動につなげていく必要がある。国や自治体は周知を徹底してほしい。

とりわけ地域での取り組みが重要だ。差別解消法に基づき、関係機関や有識者によるネットワークとして地域協議会が4月以降、京滋の自治体でも設置される。情報交換を密にし、より良い対応の在り方を探りたい。

独自に差別解消のための条例を制定している京都府は、不利益な扱いがあった場合、第三者委員会に助言やあっせんを求められるようにしている。こうした取り組みがもっと広がっていい。

社説：障害者差別／法施行を共生への弾みに

神戸新聞 2016年3月31日

障害を理由とした「不当な取り扱い」を禁止する障害者差別解消法が明日、施行される。

サービス提供の拒否など、障害のある人の社会参加を阻む「壁」を取り除くのが、この法律の目的だ。

役所や国公立学校などの公的機関は、差別を解消する具体的な取り組みが義務付けられる。民間事業者は努力義務だが、取り組みが求められる点は全く同じだ。

法の成立から3年近い周知期間を置いての施行である。混乱がないようスムーズに実施したい。

法が制定されたのは2013年6月だ。06年国連総会の障害者権利条約の採択を受けた立法だが、法整備は7年も遅れた。政権交代で議論が中断したのが一因とされる。

条約は障害者の差別を禁止し、健常者と同様の権利を保障することを加盟国に要請する。これを受けて解消法は障害者に対する「不当な取り扱い」の禁止だけでなく、差別をなくす「合理的な配慮」を求める。

手だてがあるのに何もしない不作為も「差別」とされ、現状を放置することは許されない。

問題を繰り返す事業者には国が助言や指導、勧告を行い、悪質な場合は報告を求める。報告を怠るなどすれば過料の対象にもなる。

法律の内容には戸惑いの声もある。とりわけ議論を呼んだのは、どんな行為が「差別」で、何が「合理的な配慮」か、である。

例えば、目の不自由な人は飲食店に入ってもメニューがよく分からず、いつも同じものを注文する人が多いという。店員がメニューを読み上げるなど、できる支援は何かを考えなければならない。

学校では、身体障害や発達障害など個々の児童・生徒の事情に応じた指導計画が必要となるだろう。金融機関の中には、聴力が弱い人のために、窓口にスピーカーやマイクを設置している事例もある。

関係省庁や自治体は具体的な事例を集め、指針を示してきた。兵庫県は新たに「相談センター」を開設し、県弁護士会と共同で電話での法律相談も実施する。

どんな配慮をすべきかは一概に言えない。多様な実践を重ねることが大切だ。それが「心のバリアフリー」を育むことにもなるだろう。障害への配慮が当たり前になれば、誰にも優しい共生の実現につながる。

社説：児童相談所／機能強化し虐待死を防げ

神戸新聞 2016年3月30日

政府は、児童相談所の権限強化などを柱とする関連法の改正案を閣議決定した。強制的に家庭に立ち入る「臨検」の手続き簡略化などを盛り込み、今国会で成立を目指す。

全国の児相に寄せられる児童虐待の通告は毎年増え続け、2014年度は約8万8千件に上った。親から引き離す一時保護などの権限を持つ児相は子どもを虐待から守る「最後のとりで」とされ、その役割はますます重い。機能強化は急務だ。

現実には、児相が職権の行使をためらっている間に、子どもが犠牲になる事件が後を絶たない。相模原市では、両親から虐待を受け保護を求めていた中学生が自殺を図り、死亡

した。本人から要請があったのに、保護に踏み切らなかった判断は理解に苦しむ。十分な検証が必要だ。

虐待を否定したり、立ち入りを拒んだりする親への対応は難しい。厚生労働省は相模原市の問題を受けて、親の同意がなくても強制的に保護できる事例を具体的に示すなどの対策を検討している。

親の反発を恐れて対応が後手に回れば元も子もない。一番大事なのは子どもの命である。どうすれば子どもを守れるのか。その視点を徹底し、現場の判断に役立つ指針づくりを急がねばならない。

与えられた職権を最大限に行使するには、専門的な知識と経験に裏付けられた判断力を持つ人材も欠かせない。政府は今回の法改正で、ベテラン児童福祉司や弁護士も義務付ける。

ただ、自治体レベルでの人材確保は容易ではない。専門職の養成と配置を行い、現場の態勢強化を支援する国の責務も明確にすべきだ。

残る課題もある。児相は保護など強制措置を伴う介入と、非行などの相談や親子関係の改善を促す支援を同時に求められてきた。専門職の数は増えているが、通告の急増や家族問題の複雑化に追いついていない。

そこで有識者らでつくる厚労省の専門委員会は、児相の役割を介入に特化し、相談などは市区町村に移すよう求めた。通告窓口を一元化し市町村や警察に割り振る仕組みや、指導に従わない保護者への司法の関与強化なども提言している。

児相の役割を整理し、他の機関と分担・連携することで、実質的な機能を強化する提言だ。具体化に向け、さらに議論を深めてもらいたい。

社説：児童虐待／踏み込んだ対応を早急に

河北新報 2016年3月31日

もはや一部の家庭に限った異常な事案ではあるまい。身近にある危機的な事態との認識を共有する必要がある。

虐待が疑われるとして、全国の警察が昨年1年間に児童相談所（児相）に通告した子ども（18歳未満）が3万7020人に上ったことが、警察庁のまとめで分かった。

統計を取り始めた2004年以降ずっと増え続け、初めて3万人を超えた。特に、命の危険があるとして警察が夜間などに保護した子どもは2624人と3年連続で増え、事態は深刻化している。

児童虐待への社会的な関心の高まりによって、積極的な通報、通告につながったことが増加の背景と考えられているが、これでもまだ氷山の一角と捉えるべきだろう。

密室で繰り返され、潜在化しやすい虐待を早期に把握して、子どもの命と人権を守り切るためには、関係機関のより踏み込んだ対応が欠かせない。あらゆる法律や制度、体制を総動員して、対策の強化を進めてもらいたい。

政府が今国会での成立を目指す児童虐待防止法と児童福祉法の改正案は、その一歩と位置付けられている。

児相が強制的に家庭に立ち入る「臨検」の手続きを簡略化し、調査や介入をやりやすくする。守秘義務などの壁があつて難しかった医療機関や学校などからの資料提供を可能にし、連携を強める。ベテラン児童福祉司や弁護士の配置も義務付け、児相の体制も充実させる内容だ。

別途、児相の増設が検討されており、市町村に相談業務を任せて児相は介入に専念する役割分担の方向性も議論されている。対応件数の増加に追いつかず多忙を極める職員の増強策と併せ、早急に方針を打ち出すべきだろう。

もちろん権限や体制以前の課題も忘れてはならない。

両親から継続的に虐待を受け、児相に保護を求めている相模原市の中学生の自殺が先日、明るみに出た。生徒は「家に帰るのが怖い」などと何度もSOSを出していたが、児相は

保護を見送り、生徒が死を選ぶ事態に至った。

親の同意がなくても強制的に保護できる措置は運用の難しさが指摘されるが、命を守れなかった結果に立てば、対応の甘さは否めない。

児相だけでなく、虐待を受ける子どもたちを救う意識が関係機関や関係者の間でより深く共有されていたら、対応は違っていたはずだ。

24時間で虐待情報に応じる全国共通ダイヤル「189」を開設しながら、音声案内が長すぎて、つながる前に切るケースが多発していたことが分かり、厚生労働省が改善に乗り出す事態も起きた。

一事が万事、救いを求める声、防止を願う声にきめ細かく寄り添う姿勢や対応がなければ、権限や体制の強化も空回りするだけだ。原点の再確認が求められている。

児童虐待には、生活苦やドメスティックバイオレンス（DV）などの問題が複雑に絡んでいるため、未然防止には虐待する親たちのケアも欠かせない。社会や時代のひずみを映す事案と捉えれば、虐待防止の取り組みはより重い課題として浮かび上がる。

【主張】「保育園落ちた」ブログで急ごしらえの待機児童対策 でもいたずらに政治問題にしても前進しない

産経新聞 2016年3月31日

安心して子供を託せるかという、本質的な問題を忘れてはならない。

厚生労働省が待機児童の解消に向け、受け皿の拡大を優先させる緊急対策をまとめた。手順としては理解できるが、保育の質を確保する取り組みを同時に強化することが極めて重要である。

「保育園落ちた」といった匿名ブログを機に、この問題をめぐる安倍晋三政権の対応に批判が高まった。国政選挙を控え、急ごしらえで対策をまとめた印象は拭えない。

緊急対策は、小規模保育所の定員枠の拡大や、保護者が緊急時などに利用できる「一時預かり」を保育所が見つかるまで定期利用できるようにするなど、既存施設の規制緩和が中心となった。

受け皿の拡大を急ぐあまり、保育士の負担が重くなり、保育の質の低下を招くのではないかという懸念も残る。

そうでなくとも、保育士不足が深刻化している。平均賃金が全職種に比べ月約11万円も低い状況にあることが、根本的な原因だ。

フルタイムで働く親が増える分、子供を預けようとする時間も長くなり、労働条件はより厳しくなる。保育士の資格を持つのに、職に就かない人が相次いでいる現状を重く見るべきだ。離職者の復帰などが期待されても、条件の悪さは経験者も遠ざける。

子供の命を預かる保育士の待遇改善は喫緊の課題である。政府は5月にまとめる「1億総活躍プラン」に処遇改善策を盛り込む方針だが、補正予算による一時金などでは焼け石に水だ。その財源を考えると、消費税率が10%に上がっても子育て策の充実には3千億円以上足りない。

高齢者に偏った社会保障費のあり方の見直しも必要だが、消費増税の再延期は保育士の処遇改善を含め、重大な影響をもたらすことを認識すべきである。

驚いたのは、1年前に厚労省が公表した待機児童2万3千人を大きく上回る約6万人もの「潜在的な待機児童」がいたことだ。

提示された施設が自宅から遠かったため断ったケースなどを含めてこなかったという。実態を隠すような姿勢では根本的な問題の解決につながらない。

待機児童問題は、いたずらに政治問題化させても前進しない。現実的な対策をいかに組み合わせていくかの道筋が大切だ。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

